

## ◎介護従事者等の人材確保のための介

### 護従事者等の処遇改善に関する法律

(平成二〇年五月二八日法律第四四号)(衆)

#### 一、提案理由(平成二〇年四月二五日・衆議院本会議)

○茂木敏充君 たいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過、結果及び提案の趣旨、内容を御説明申し上げます。

.....(略).....

次に、介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、介護を担うすぐれた人材の確保を図るため、平成二十一年四月一日までに、介護従事者等の賃金水準等を勘案し、処遇の改善に資するための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするものであります。

本案は、本日の厚生労働委員会において、全会一致をもって

介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律

委員会提出の法律案とすることに決したものであります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

#### 二、参議院厚生労働委員長報告(平成二〇年五月二日)

○岩本司君 たいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律案は、介護を担う優れた人材の確保を図るため、平成二十一年四月一日までに、介護従事者等の賃金を始めとする処遇の改善に資するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して審議し、立入検査等の指導監督の在り方、介護サービス事業者の事務負担への配慮、介護従事者等の処遇改善に向けた介護報酬引上げの必要性、介護保険制度における給付と負担の今後の在り方等について質疑を行うとともに、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案について参考人より意見を聴取いたしました。

介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律

一三〇

その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。